

社会福祉法人 神戸YMCA福祉会
一 般 事 業 主 行 動 計 画

本法人は、認定こども園、児童館、児童発達支援事業等を運営し、保育者、指導員等、女性の就業者が多い現状と、今後の就業人口の変化などの就労環境や法人の理念にある、共に生きる社会を実現するために、職員が個々の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、活躍できる雇用環境の整備をはかります。特に、職員の多様な就労の仕方と妊娠、出産、復職時における法人の支援をさらにすすめます。

1. 計画期間：2021(令和3)年4月1日～2026(令和8)年3月31日までの5年間

2. 内 容：

1. 子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：妊娠中や出産後の職員の健康確保、制度の周知や情報提供及び相談体制の整備

<対策> 2021年 4月～ 施設職員調査及び母性健康管理の情報収集、ヒアリング
2021年 9月～ 施設研修実施

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備として、次の措置を実施

1) 育児休業している職員の職業能力の開発、及び向上のための情報提供
<対策> 2021年 8月～ 職場復帰プログラムの内容等を見直し
2021年10月～ 担当職員、職員への研修、周知

2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3：年次有給休暇取得促進のための措置の実施

<対策> 2021年 5月～ 職員の取得に関するヒアリング
2021年 8月～ 職員自身の行動計画の検討
2021年 9月～ 職員研修にて周知

3. 次世代育成支援対策に関する事項

目標4：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、就業訓練の推進

<対策> 2021年4月～ インターンシップ受入状況の確認
2021年4月～ 効果的な広報についての検討、実施
2021年5月～ インターンシップ等、就業体験機会の提供、就業訓練の推進

2021年2月1日策定

2021年4月1日施行

社会福祉法人 神戸Y M C A福祉会
一 般 事 業 主 行 動 計 画
＜女性活躍推進法に基づく＞

本法人は、認定こども園、児童館、児童発達支援事業等を運営し、保育者、指導員等、女性の就業者が多い現状と、今後の就業人口の変化などの就労環境や法人の理念にある、共に生きる社会を実現するために、職員が個々の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、活躍できる雇用環境の整備をはかります。特に、女性の職員の多様な就労の仕方と機会の提供、能力の向上、支援をさらにすすめます。

1. 計画期間：2021(令和3)年10月1日～2026(令和8)年3月31日までの5年間
2. 内 容：

女性労働者の機会の提供に関する事項

女性管理職の人数を1名以上にする。

＜対策＞ 2021年10月～ 女性管理職の誕生を法人方針と位置づけ、受け入れ環境を整備

2021年12月～ 管理職登用の障害要因の確認と解消

2022年1月～ 候補者の面接と研修の実施

2021年10月1日策定

2021年10月1日施行